資本金の額又は出資の総額			円
総株主等議決権数		(a)	個
株主又は社員	氏名（会社名）	住所（会社所在地）	保有議決権数及びその割合
			(b)　個 (b)/(a)　%

4　施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する特別相続認定株式贈与）について

当該贈与に係る受贈者の氏名	
当該贈与に係る受贈者の住所	
当該贈与が行われた年月日	
認定贈与株式（認定相続株式）のうち、当該贈与の対象となる株式の数	

（備考）

1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2　記名押印については、署名をする場合、押印を省略することができる。

3　報告書の写し及び施行規則第12条第6項（第8項）各号に掲げる書類を添付する。

4　報告者が資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合において、施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときには、その旨を証する書類を添付する。

5　随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）終了の日において報告者に特別子会社がある場合にあっては特別子会社に該当する旨を証する書類、当該特別子会社が資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当しないとき（施行規則第6条第2項第1号及び第2号に該当する場合であって、同項第3号イからハまでに掲げるいずれかの業務をしているときを含む。）には、その旨を証する書類を添付する。

6　報告者の経営承継受贈者（経営承継相続人）が当該報告者の代表者でない場合（その代表権を制限されている場合を含む。）又は経営承継贈与者が当該報告者の代表者若しくは役員（代表者を除き、当該報告者から給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の支給を受けた役員に限る。）となった場合であって、当該経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当するに至っていたときには、その旨を証する書類を添付する。

（記載要領）

1　報告者が株式交換等により特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）たる地位を承継した株式交換完全親会社等である場合にあっては、「随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）における常時使用する従業員の数」については、特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）の常時使用する従業員の数に株式交換完全子会社等（承継前に特別贈与認定中小企業者（特別相続認定中小企業者）だったものに限る。）の常時使用する従業員の数を加算した数を記載する。

2　単位が「%」の欄は小数点第1位までの値を記載する。

3　「随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）における代表者の氏名」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）内に代表者の就任又は退任があった場合には、すべての代表者の氏名をその就任又は退任のあった期間ごとに記載する。

4　「随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）（　年　月　日から　年　月　日まで）における特定資産等に係る明細表」については、随時贈与報告基準事業年度（随時相続報告基準事業年度）に該当する事業年度が複数ある場合には、その事業年度ごとに同様の表を記載する。「特定資産」又は「運用収入」については、該当するものが複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

5　「損金不算入となる給与」については、法人税法第34条及び第36条の規定により報告者の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されないこととなる給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）の額を記載する。

6　「(*3)を発行している場合にはその保有者」については、申請者が会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式を発行している場合に記載し、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

7　「総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）」については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いて記載する。

8　「随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)における」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前における状況を、「随時贈与報告基準日（随時相続報告基準日）(*1)までに」については経営承継受贈者（経営承継相続人）の死亡の直前までの状況を、それぞれ記載する。

9　「同族関係者」については、該当する者が複数ある場合には同様の欄を追加して記載する。

10　「第9条第4項各号に掲げる事実のうち、今般、経営承継受贈者に生じた号数」及び「第9条第4項各号に該当し、代表者を退任した年月日」並びに「4　施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する特別相続認定株式贈与）について」は、経営承継受贈者（経営承継相続人）が施行規則第12条第5項の表の第3号に規定する特別贈与認定株式再贈与（同条第7項の表の第3号に規定する特別相続認定株式贈与）を行った場合に記載する。

11　「特別子会社」については、随時贈与報告基準期間（随時相続報告基準期間）中において報告者に特別子会社がある場合に記載する。なお、特別子会社が複数ある場合には、それぞれにつき記載する。「株主又は社員」が複数ある場合には、同様の欄を追加して記載する。